

第5期地域福祉実践計画



「思いやりの心がつなぐ

地域づくり」



平成28年度～平成32年度

社会福祉法人 中標津町社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の「もくてき」	2
第2章 計画の「ないよう」	4
第3章 計画が「できるまで」	29
資料編	31

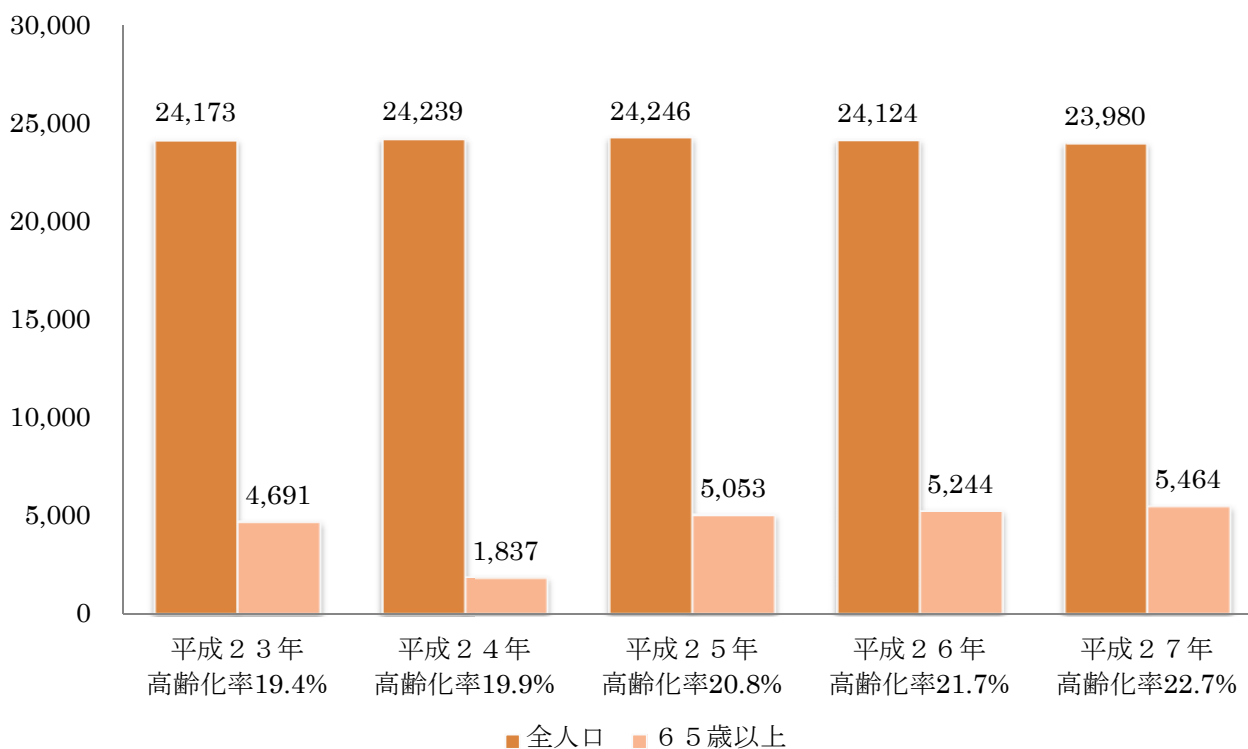


第1章 計画の「もくてき」

中標津町の現状と課題

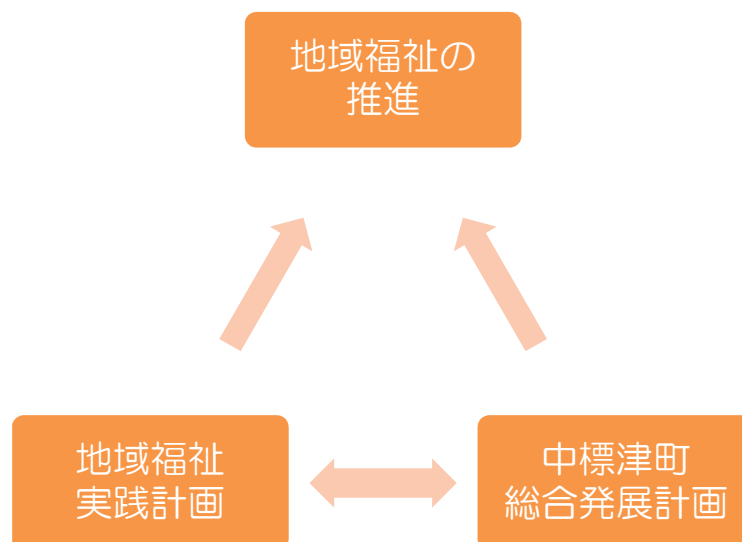
- ・中標津町の人口は横ばいで推移しており、高齢化率は平成27年10月1日22.7%、平成32年には26.6%と高齢化が進む一方で、少子化や地域住民相互のつながりの希薄化、価値観の多様化など地域社会を取り巻く環境は、大きく変化しています。さらに、災害時における高齢者や障がい者への支援、子どもから高齢者まで健やかに暮らせる地域づくり、また次世代を担う人づくりと地域文化の一層の向上が課題とされています。

中標津町人口推移（平成23年～平成27年 各10月1日調査）



中標津町社会福祉協議会の現状と課題

- ・ 複雑な社会の変化に対し、福祉の観点から安心安全に生活して暮らせる地域づくりを進めるには住民・地域組織・福祉事業者・福祉関係団体・ボランティア・行政など多様な主体が協働できる仕組みづくりが大きな課題です。今後も、地域福祉の原点を忘れず中標津町の計画との整合性を図りながら、地域住民の皆様により身近な存在として認知され、一層の信頼を得ることができるよう地域福祉のさらなる推進に向け、地域ネットワークづくりや個別支援の強化を目指した事業に取り組んでいくことが求められています。



地域福祉実践計画とは

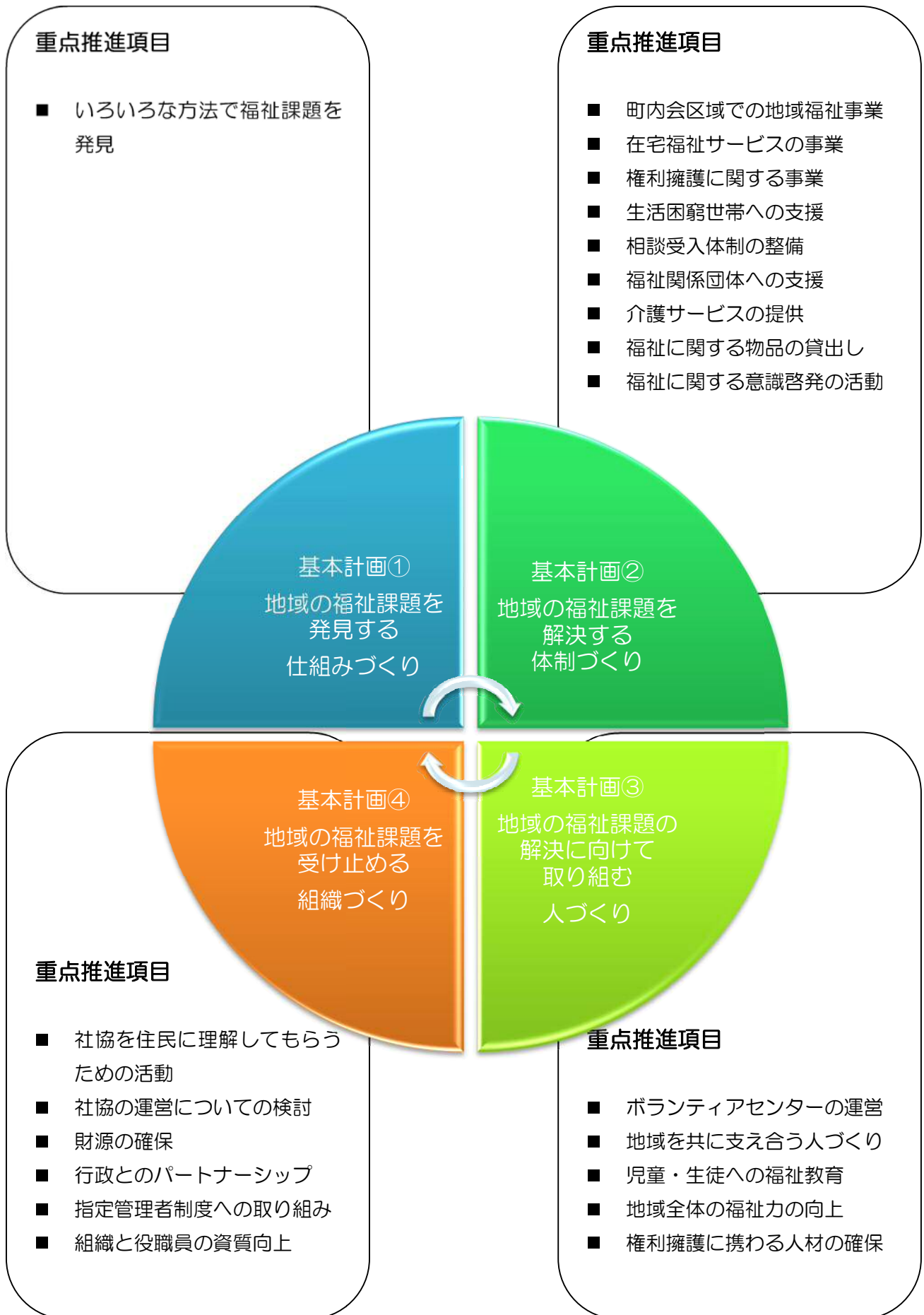
- ・ 地域福祉実践計画とは、社会福祉協議会の役割である「地域福祉の推進」に取り組むにあたり、経営環境、福祉施策の動向、福祉のまちづくりの現状を踏まえながらどのように具体的事業を進めていくのか各市町村社協が考え、策定するものとなっています。中標津町社会福祉協議会では、平成23年度～平成27年度までを第4期として地域福祉実践計画を策定し、事業に取り組んできましたが、まだ未達成の課題や新たな課題が存在しています。そこで、第4期地域福祉実践計画を継承しつつ新たな福祉課題にも対応するため第5期地域福祉実践計画の策定を進めてきました。

第2章 計画の「ないよう」

基本
目標

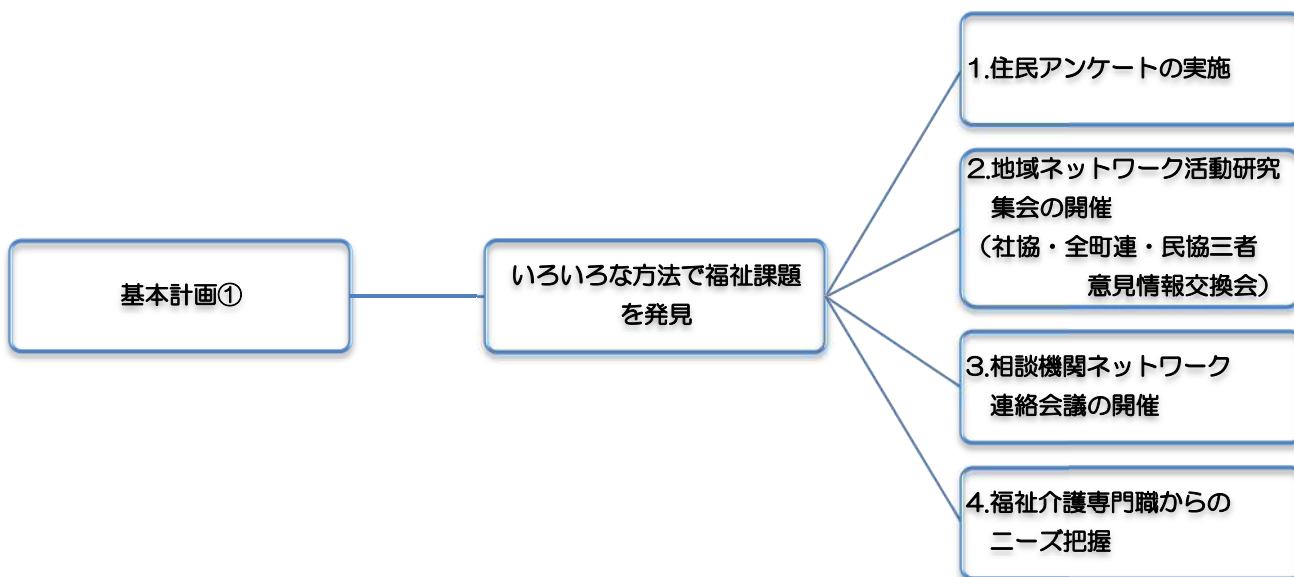
思いやりの心がつなぐ地域づくり

本計画が終了する平成32年度、社協が考える理想の地域の形として上記目標を設定しました。中標津町で暮らす人々が互いに思いやりの心を持つことで、つながる地域づくりを目指し、計画を策定、事業に取り組んでいきます。



基本計画① 地域の福祉課題を発見する仕組みづくり

・日々私たちが暮らしている地域の中には、「見えやすい福祉課題」と「見えにくい福祉課題」の両方が混ざって存在しています。しかし、見えやすい見えにくいに関わらず支援を必要としていることに変わりはありません。その両方の「福祉課題」を漏らさずすくいあげるために、多様な方法で情報の入手と共有の仕組みづくりを進めていきます。



重点推進項目：いろいろな方法で福祉課題を発見

住民アンケートの実施【継続】 年1回

地域住民が抱えている福祉課題を知るため、各社協事業等の機会を活用してアンケートを実施します。

地域ネットワーク活動研究集会の開催（社協・全町連・民協三者意見情報交換会） 【継続】 年1回

町内会関係者、民生委員児童委員、社協関係者を対象に開催し、テーマに沿って意見や情報を交換して、福祉課題を見つけます。



《地域ネットワーク活動研究集会》

相談機関ネットワーク連絡会議開催【継続】 年1回

町内福祉相談機関が共通して検討するべき事柄を聞き取り、テーマ設定して連絡会議を開催します。また、各相談機関との連携を図り、相談者を適切な機関に導きます。

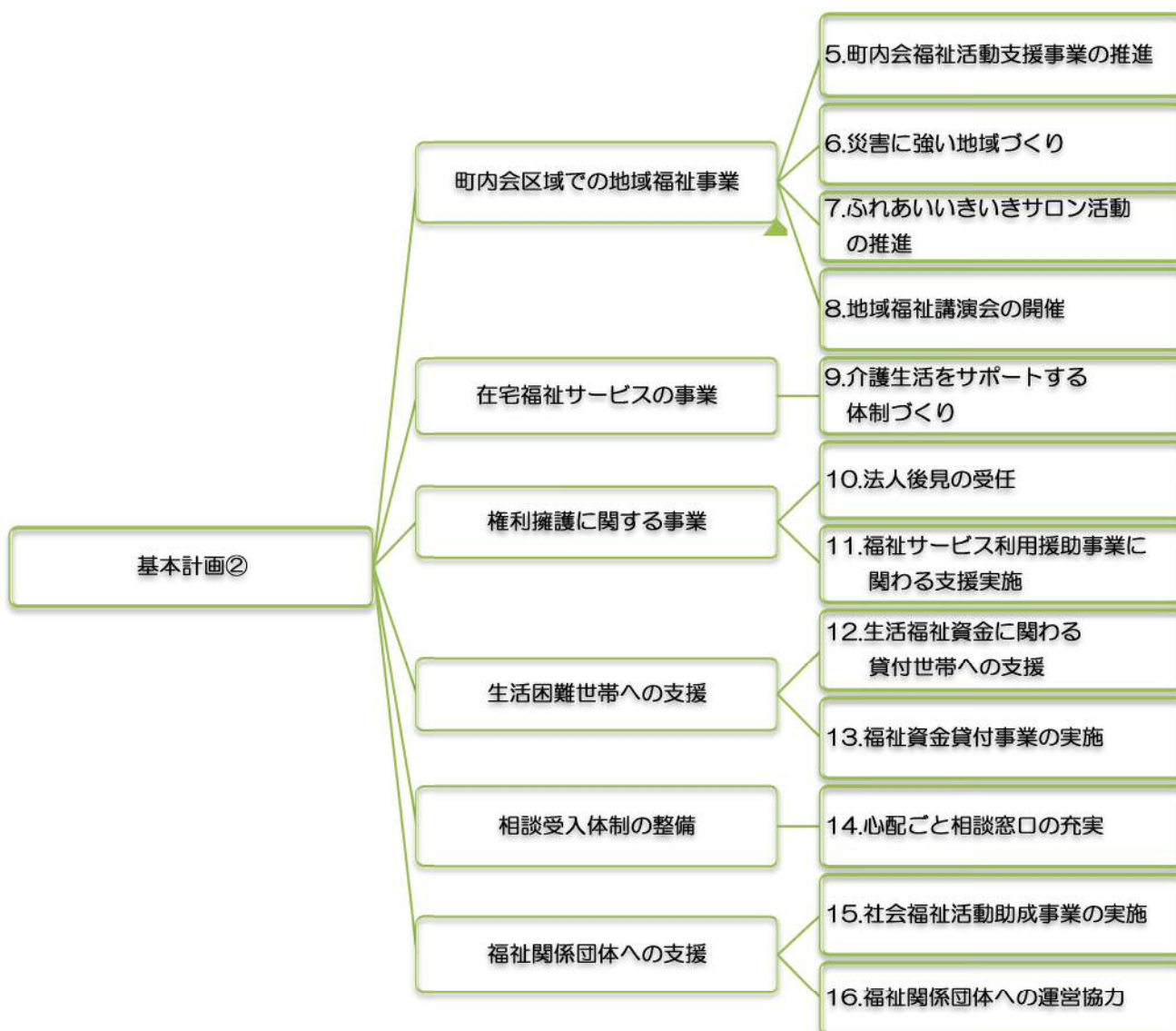
福祉介護専門職からのニーズ把握【継続】 年1回

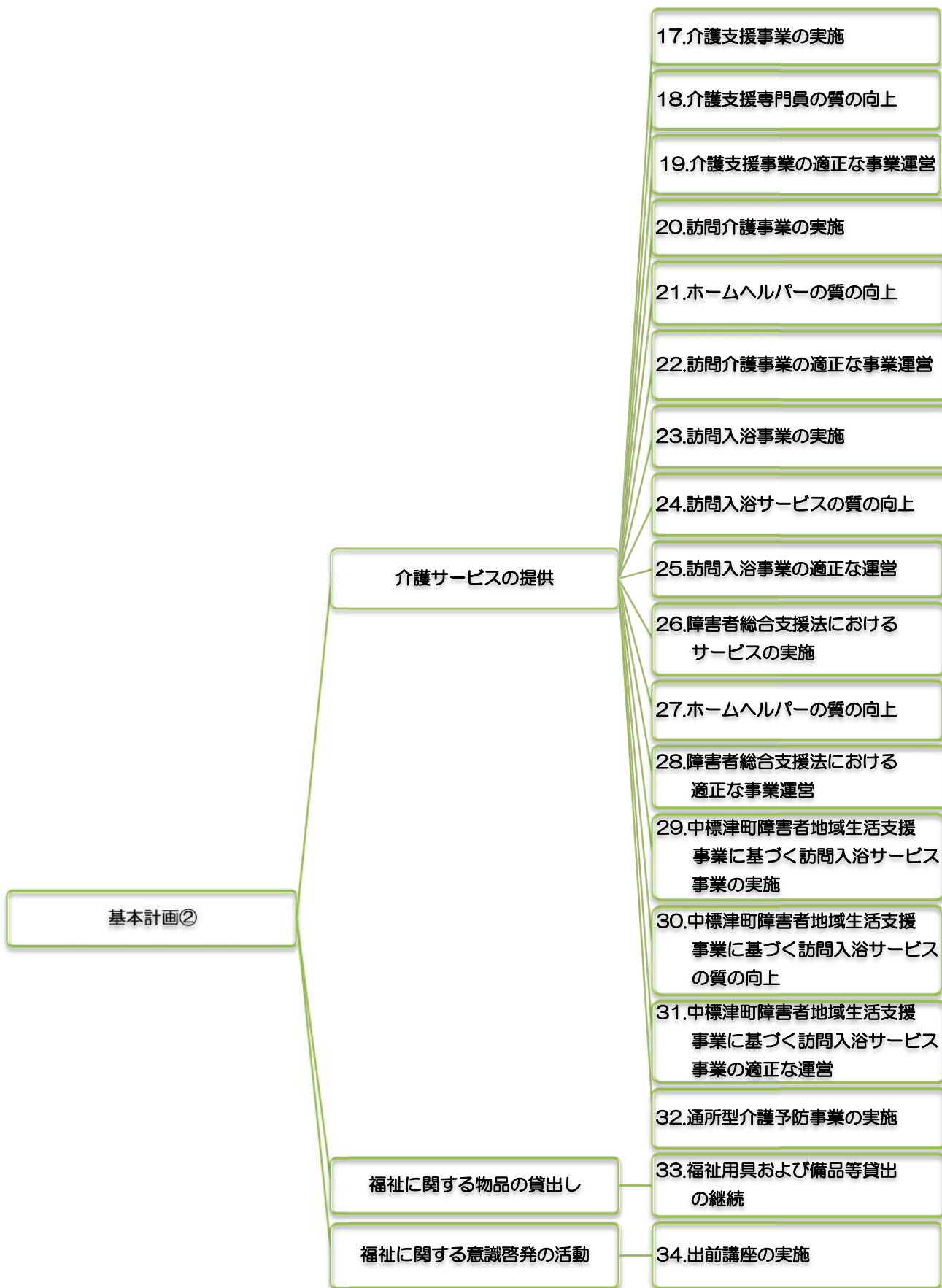
町内介護事業者の視点から見える福祉課題についての意見交換を行います。



基本計画② 地域の福祉課題を解決する体制づくり

- ・日常生活を送るために支援が必要な方への対応、地域のつながりの希薄化等、多岐に渡る福祉課題を解決するためには、身近な団体や個人による支援から法律上の制度による支援まで幅広い支援体制が求められます。また、幅広く多様な支援を整えることでセーフティネットの役割を担うこともできると考えられます。そのため、行政、町内会、各種団体と協働しながら検討を重ねて、支援体制づくりを進めていきます。





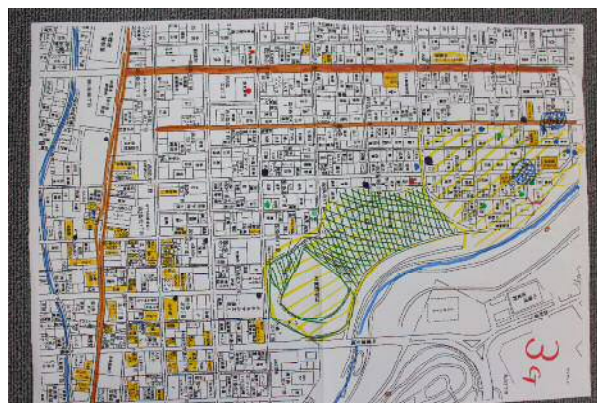
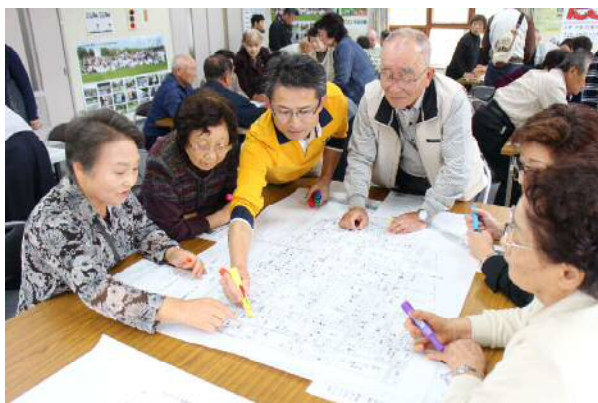
重点推進項目：町内会区域での地域福祉事業

町内会福祉活動支援事業の推進【新規】

福祉活動を行っている町内会を実践地域として指定し、町内会範囲の中で支援を必要とする方を対象として町内会たすけあいチームをつくり、活動として除排雪活動、緊急時の連絡網づくり、マップ調査への助成等の活動推進の支援を行います。

災害に強い地域づくり【新規】

災害ボランティアセンターの設置、運営の検討や災害図上訓練（DIG）の実施など、災害に関する包括的な取り組みを行います。



《災害図上訓練 DIGの実施》

ふれあいいいききサロン活動の推進【継続】

おおむね町内会区域を範囲として、その地域内の有志によるサロンボランティアが主体となって住民が集える「居場所づくり」の設立および運営のための支援を行います。

目標：8地域（平成27年度現在）→13地域（平成32年度）



《ふれあいいいききサロン》

地域福祉講演会の開催【新規】

地域住民を対象に、地域福祉に関係するテーマに沿った講演会を行い、地域福祉への関心や意識の向上を図ります。

重点推進項目：在宅福祉サービスの事業

介護生活をサポートする体制づくり【新規】

行政、関係機関・ボランティア団体と協働、連携を図りながら、多様な方法（介護者の状況に応じた相談対応、介護者同士のマッチング、関係機関との連絡調整・情報共有）を用いて、介護に関する悩みを1人で抱え込まないように、様々な人と接する機会を作ることで、悩みや不安を軽減するとともに、地域での支え合いを広げていくための体制づくりを行っていきます。

重点推進項目：権利擁護に関する事業

法人後見の受任【継続】

法人として成年後見人の受任を継続していけるよう組織体制の強化を図ります。

福祉サービス利用援助事業に関わる支援実施【継続】

北海道社会福祉協議会が実施している福祉サービス利用援助事業の委託を受け、自立生活支援専門員として、生活支援員との連携やその他事業に必要な支援を行います。

重点推進項目：生活困難世帯への支援

生活福祉資金に関わる貸付世帯への支援【継続】

北海道社会福祉協議会が実施している生活福祉資金の相談窓口の役割を担い、貸付実行された借受人に対しては民生委員児童委員と協力して償還指導および継続した相談支援を行います。

福祉資金貸付事業の実施【継続】

緊急または不時の出費のため困窮する住民に対して福祉資金を貸付けします。また、民生委員との協力を図ります。

重点推進項目：相談受入体制の整備

心配ごと相談窓口の充実【継続】

福祉に関する相談の窓口として、受けた相談を適切な機関につなぐため、各機関との連携を図り体制づくりを行います。

重点推進項目：福祉関係団体への支援

社会福祉活動助成事業の実施【継続】

地域福祉に関係する活動の活発化を図るため団体への助成を行います。

福祉関係団体への運営協力【継続】

各団体が行う事業に対し協力をを行い、団体の運営および発展のための支援を行います。

重点推進項目：介護サービスの提供

介護支援事業の実施【新規】

要介護状態になった利用者様が可能な限りその居宅において、有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者様の心身の状況、環境に応じ、利用者様の選択に基づき適切なサービスが多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行います。

介護支援専門員の質の向上【新規】

■外部研修への参加

外部研修に参加し、最新の情報などを得て介護支援専門員の質の向上につなげる。他事業所からの参加者と交流し連携しやすい関係作りをします。

■内部研修、ヘルパーミーティングへの参加

内部研修、ヘルパーミーティングに参加しケアサービスセンター全体のスキルアップに貢献します。

■中標津地域介護支援専門員連絡協議会への参加

中標津地域介護支援専門員連絡協議会へ参加し、地域における情報共有を図り事業所の業務に活用します。

介護支援事業の適正な事業運営【新規】

■サービス利用者の確保

常勤換算数に対して満度の利用者確保します。

■経費の削減

日々の業務の中で経費削減に努めます。

訪問介護事業の実施【新規】

■訪問介護（介護認定区分要介護1～5の方）

■介護予防訪問介護（介護認定区分要支援1～2の方）

■訪問介護員等が要介護（要支援）者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営む事ができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。365日24時間のサービス提供を検討し、利用者様の要請に応じたサービスを目指します。

ホームヘルパーの質の向上【新規】

■内部研修及びヘルパーミーティングの実施

内部研修、ヘルパーミーティングを定期的実施しホームヘルパーのスキルアップを図ります。

■外部研修への参加

外部研修への参加、北海道ホームヘルプサービス協議会へ加入し、最新の知識・技術を習得しヘルパーミーティングなどを通じて事業所のスキルアップへ繋げる。また、他事業所からの参加者と交流し連携しやすい関係作りをします。

■ヒヤリハットの取り組み

事故を未然に防ぐだけでなく日々の業務内容を振り返る機会とします。



《ヘルパーミーティング》

訪問介護事業の適正な事業運営【新規】

■採算の確保

収支を安定させ、経費削減に努めます。

■人員の確保

利用者様の生活を支える為に必要な人員を確保するとともに、介護福祉士取得者を確保し特定事業所加算Ⅱの算定の継続をはかります。

訪問入浴事業の実施【新規】

訪問入浴（介護認定区分要介護1～5の方）

介護予防訪問入浴（介護認定区分要支援1～2の方）

事業所従事者が要介護者・要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ入浴の介護に関する援助を行います。



《入浴車と浴槽》



《入浴車内部》

訪問入浴サービスの質の向上【新規】

■内部研修、ミーティングの実施

内部研修、ミーティングを実施し従事者のスキルアップをはかります。



《ミーティング》

■外部研修への参加

外部研修に参加し、最新の情報などを得て従事者の質の向上につなげます。他事業所からの参加者と交流し、連携しやすい関係づくりをします。

■ヒヤリハットの取り組み

事故を未然に防ぐだけでなく、日々の業務の内容を振り返る機会とします。

■苦情対応

訪問入浴事業の適正な運営【新規】

■採算の確保

収支を安定させ、経費削減につとめます。

■人員の確保

利用者様へのサービス提供に必要な人員を確保します。

障害者総合支援法におけるサービスの実施【新規】

- 居宅介護事業の実施：事業所従事者が、利用者様が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、身体その他の状況および環境に応じて入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。365日24時間のサービス提供を検討し、利用者様の要請に応じたサービスを目指します。
- 重度訪問介護事業の実施：事業所従事者が、重度肢体不自由であり常時介護を必要とする障害者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、身体その他の状況および環境に応じて、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。365日24時間のサービス提供を検討し、利用者様の要請に応じたサービスを目指します。
- 同行援護介護事業の実施：事業所従事者が視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者につき、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出先において必要な視覚的情報の支援、外出時の必要になる（移動の援護、排泄・食事等）援助を行います。365日24時間（旅行等）のサービス提供を検討し、利用者様の要請に応じたサービスを目指します。

障害者総合支援法におけるホームヘルパーの質の向上【新規】

- 内部研修及びヘルパーミーティングの実施
内部研修、ヘルパーミーティングを定期的実施しホームヘルパーのスキルアップを図ります。
- 外部研修への参加
外部研修へ参加し最新の知識・技術を習得しヘルパーミーティングなどを通じて事業所のスキルアップへ繋げる。また、他事業所からの参加者と交流し連携しやすい関係作りをします。
- ヒヤリハットの取り組み
事故を未然に防ぐだけでなく日々の業務内容を振り返る機会とします。

障害者総合支援法における適正な事業運営【新規】

- 採算の確保
収支を安定させ、経費削減に努めます。
- 人員の確保
利用者様の生活を支える為に必要な人員を確保するとともに、介護福祉士取得者の確保を継続します。

中標津町障害者地域生活支援事業に基づく訪問入浴サービス事業の実施【新規】

中標津町から委託を受け、自宅の浴槽での入浴が困難な身体障害の方の自宅に訪問し、特殊浴槽を居室の中に運び入れて入浴を行います。

中標津町障害者地域生活支援事業に基づく訪問入浴サービスの質の実施【新規】

■内部研修、ミーティングの実施

内部研修、ミーティングを実施し従事者のスキルアップをはかります

■外部研修への参加

外部研修に参加し、最新の情報などを得て従事者の質の向上につなげます。
他事業所からの参加者と交流し、連携しやすい関係づくりをします。

■ヒヤリハットの取り組み

事故を未然に防ぐだけでなく、日々の業務の内容を振り返る機会とします。

■苦情対応

中標津町障害者地域生活支援事業に基づく訪問入浴サービス事業の適正な運営【新規】

■採算の確保

収支を安定させ、経費削減につとめます。

■人員の確保

利用者様へのサービス提供に必要な人員を確保します。

通所型介護予防事業の実施【継続】

中標津町から委託を受け、介護予防を目的とした運動や創作活動を取り入れた活動を行い、要介護状態になることを防ぐ支援を行います。

- ・一般高齢者 月曜日～木曜日 10：00～15：00
- ・ノー！介護高齢者 金曜日 10：00～11：30（午前コース）
13：30～15：00（午後コース）



重点推進項目：福祉に関する物品の貸出し

福祉用具および備品等貸出の継続【継続】

福祉用具を公的給付利用が困難な方へ短期的に貸し出すことで在宅生活に役立てていただきます。

また、備品をボランティア団体等や福祉教育を行う学校へ貸し出すことで地域福祉活動のために使用していただきます。



《車椅子》



《レスキューキッチン》



《高齢者疑似体験セット》

貸出物品一覧

- 車椅子
- 入浴用シャワー椅子
- シルバーカー
- オパール（歩行器）
- 高齢者疑似体験セット
- 片マヒ疑似体験セット
- 白杖
- 点字版
- テント
- レスキューキッチン
- もちつき道具一式
- 福祉関連図書

重点推進項目：福祉に関する意識啓発の活動

出前講座の実施【継続】

企業、各団体などの希望により福祉に関わる出前講座を開催します。



《体験！訪問入浴》

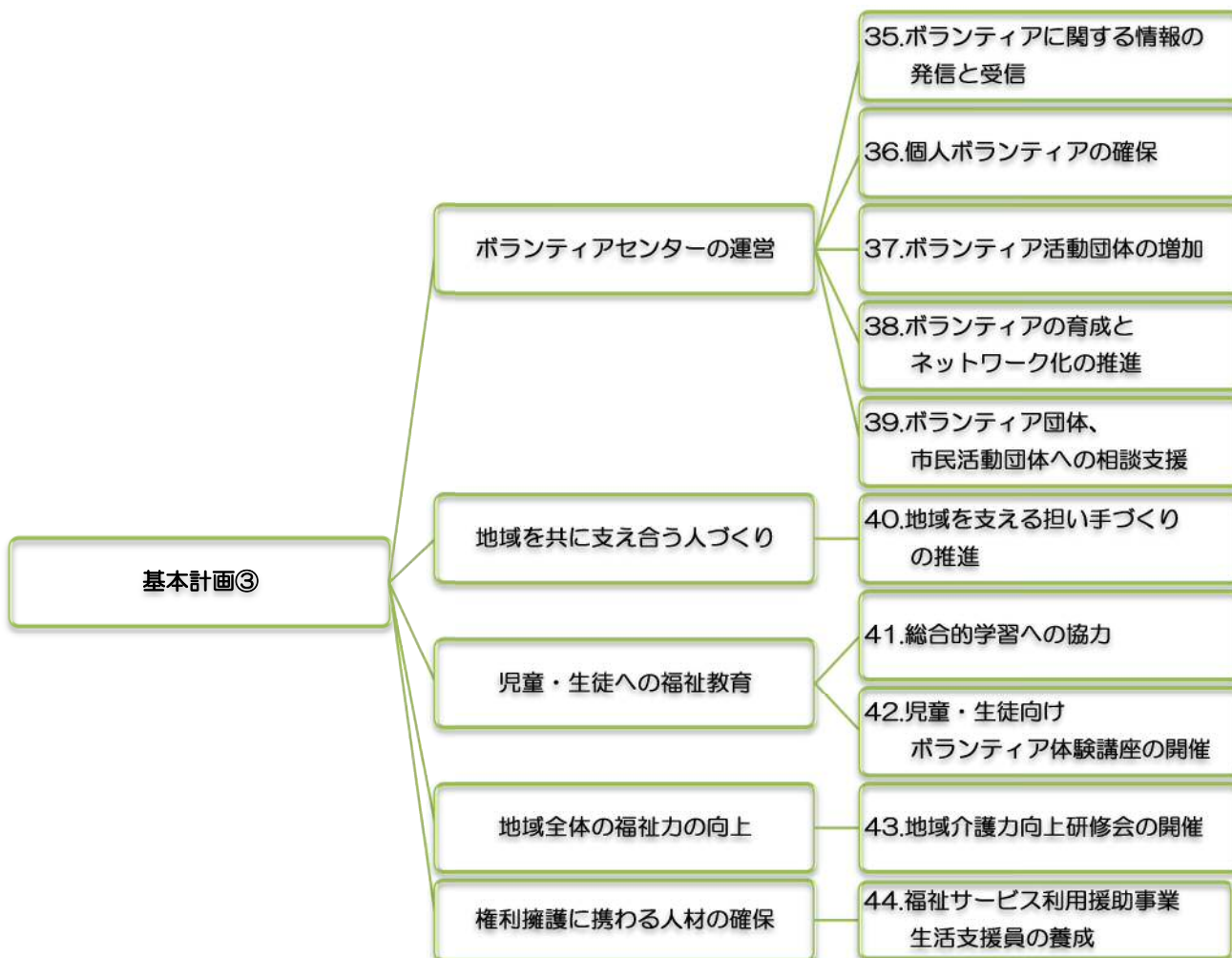


《成年後見制度の仕組みと利用の仕方》

基本計画③ 地域の福祉課題の解決に向けて

取り組む人づくり

- ・福祉課題の解決のための体制を作っても、実際に活動する人がいなければ支援を行うことはできません。人材の発掘と福祉意識の向上のための働きかけを行い、自分達の手で自分達の地域福祉を担っていく人材づくりを進めていきます。



重点推進項目：ボランティアセンターの運営

ボランティアに関する情報の発信と受信【継続】

ボランティア希望者と活動者の橋渡し役として、ボランティアニーズの把握に努め、そのニーズ解決のための情報提供を行います。

個人ボランティアの確保【継続】

趣味や特技を生かした活動を提供することができる個人ボランティアを広く募集し、ニーズに柔軟に対応できる人材確保を進めます。



《マジックショー》



《剣舞》

ボランティア活動団体の増加【継続】

ボランティア養成講座等を通じたボランティア団体の設立や既存団体への働きかけによりボランティア活動への参加を促し、ボランティア活動団体の登録数増加目指します。

団体登録 23 団体（平成 27 年現在）→25 団体（平成 32 年）

ボランティアの育成とネットワーク化の推進【継続】

ボランティア活動者の活動活発化、育成・指導に取り組み、住民の社会参加の機会を進めます。

目標：ボランティア講座受講者数 171 人（平成 27 年実績）→200 人（平成 32 年）



《福祉レクリエーション講座》



《ボランティアのつどい》

ボランティア団体、市民活動団体への相談支援【継続】

各種助成金の情報提供や団体運営に関わる相談支援を行います。

重点推進項目：地域を共に支え合う人づくり

地域を支える担い手づくりの推進【新規】

地域の助け合い支え合いの基本となる人のつながりづくりのため、町内会との連携を深め、福祉活動に取り組む人づくりを進めていくことを目的とします。

重点推進項目：児童・生徒への福祉教育

総合的な学習への協力【継続】

学校が行う総合的な学習（福祉分野）の企画について、継続して活動の支援を行います。



《アイマスク体験》



《車椅子体験》



《高齢者疑似体験》



児童・生徒向けボランティア体験講座の開催【継続】 年2回

体験型のボランティア講座を開催します。



《消しゴムはんこづくり体験》

重点推進項目：地域全体の福祉力の向上

地域介護力向上研修会の開催【新規】 年1回

地域住民や介護従事者の知識や技術向上のための研修会を実施します。



《介護職員キャリアアップ研修》



《家族のための在宅介護講座》

重点推進項目：権利擁護に携わる人材の確保

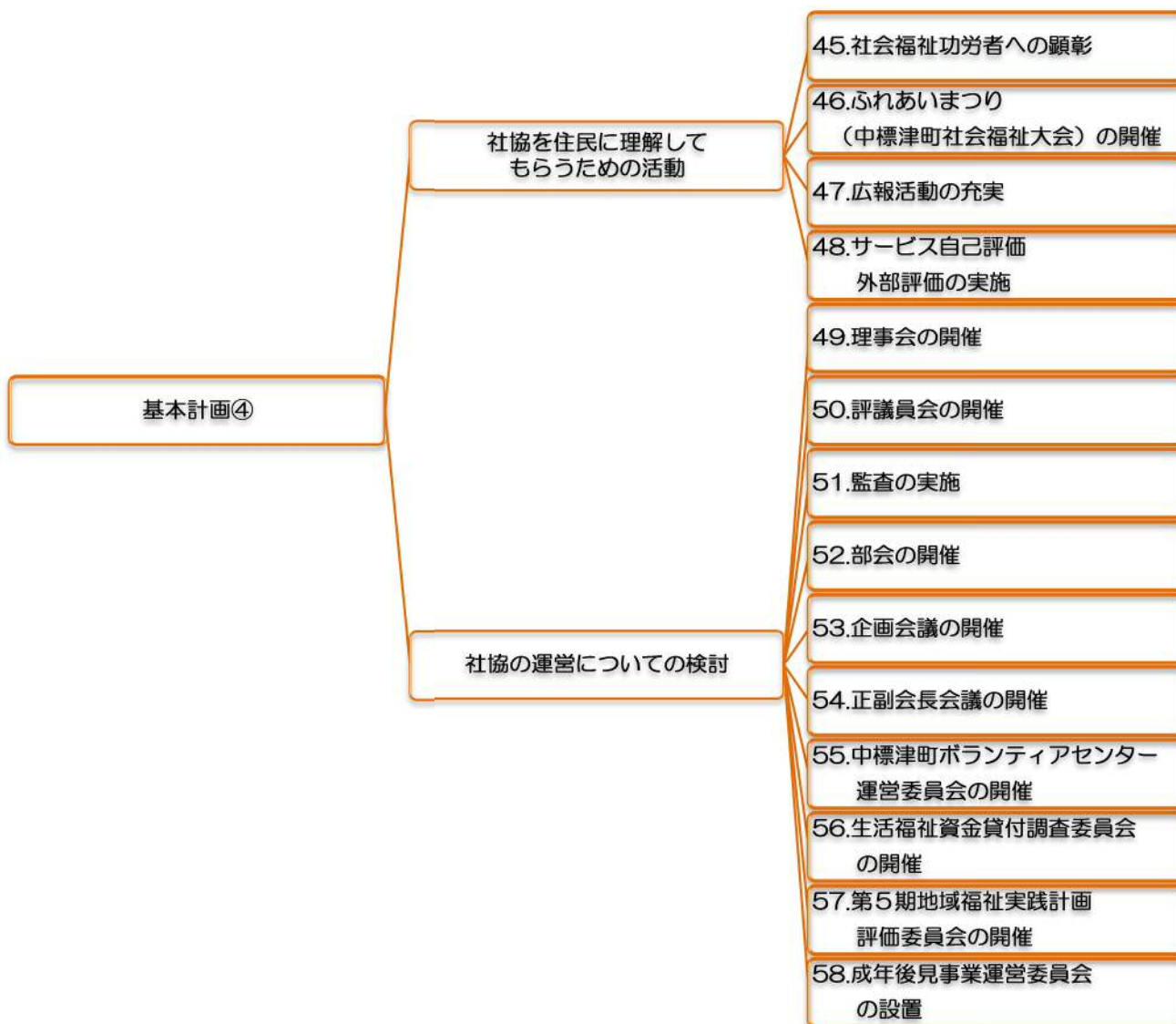
福祉サービス利用援助事業生活支援員の養成【新規】

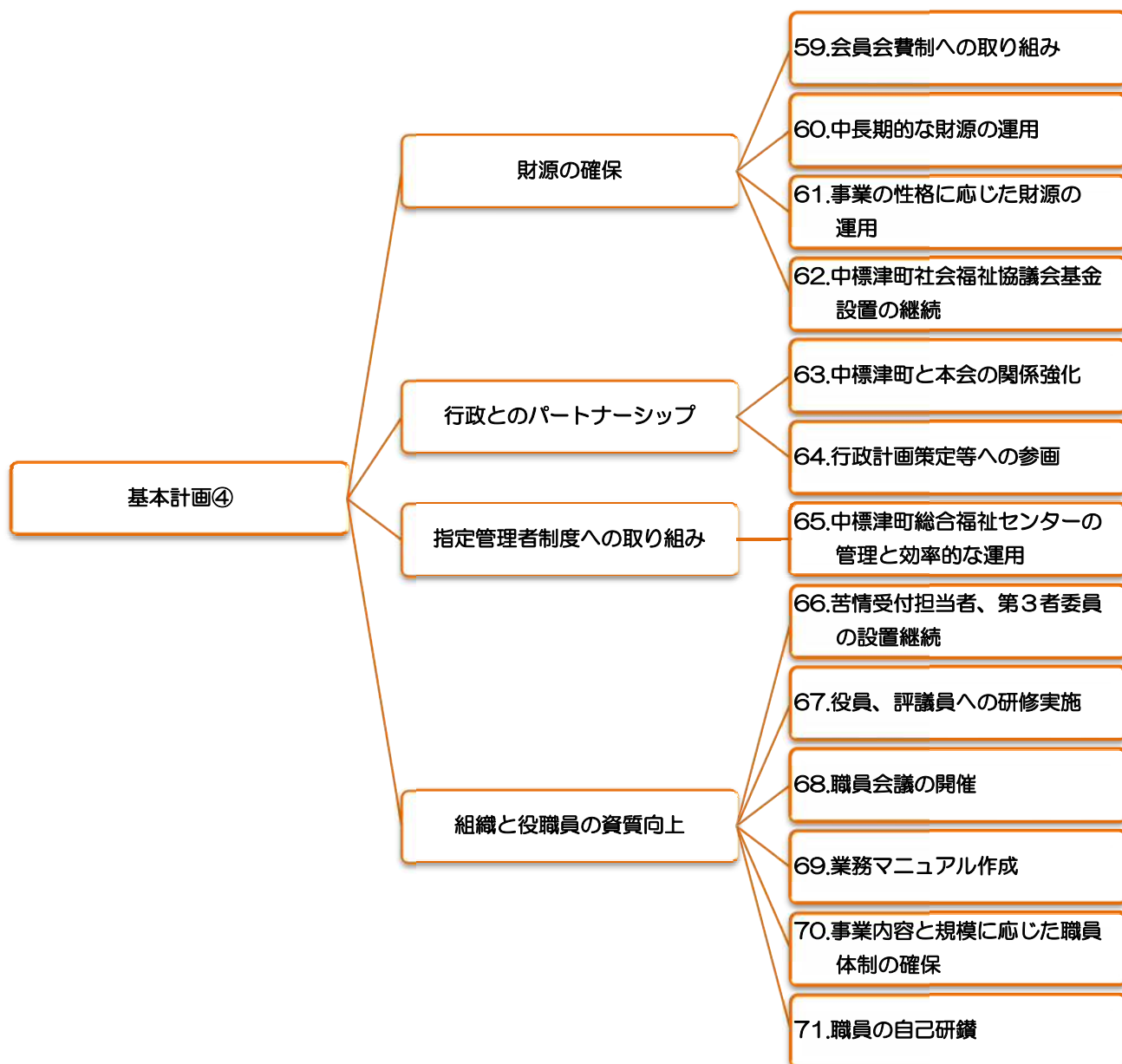
北海道社会福祉協議会が、実施している福祉サービス利用援助事業に取り組む生活支援員の養成を行います。

基本計画④ 地域の福祉課題を受け止める

社協の組織づくり

- ・ 地域福祉実践計画に沿って事業を実行していくためには財源、役職員体制を含めて社協の組織としての強さが必要となります。継続した自主財源の確保と効率的な運用、適正な事業展開によって風通しのよい組織づくりを進めていきます。





重点推進項目：社協を住民に理解してもらうための活動

社会福祉功労者への顕彰【継続】

町内の社会福祉増進に寄与した方や社会福祉活動に協力、援助した方に対して顕彰を行います。



ふれあいまつり（中標津町社会福祉大会）の開催【継続】 年1回

体験型による社協事業の紹介、参加者が楽しみイベント、飲食物販売等による自主財源の確保を組み込んだプログラムによるふれあいまつりを開催します。



《各団体による販売コーナー》



《福祉用具展示コーナー》



《災害対策コーナー》



《福祉車両展示コーナー》



《プラットクイズラリー》



広報活動の充実【継続】

社協だより（年4回発行）

福祉に関する情報の提供と社協の理解を深めるため、社協だよりの発行、ホームページの更新等を行います。

サービス自己評価、外部評価の実施【継続】

社協が行っているサービスを振り返り、改善点を見つけてより良いサービスを実行できる体制を作ります。

重点推進項目：社協の運営についての検討

理事会の開催【継続】

法人業務の決定を行う理事会を開催します。

評議員会の開催【継続】

理事会の同意を得た下記の事項について、議決を行う評議員会を開催します。また、評議員会は法人業務もしくは財産の状況、役員の仕事執行状況について役員に意見を述べます。

- ① 予算、決算、基本財産の処分、事業計画および事業報告
- ② 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
- ③ 定款の変更
- ④ 合併
- ⑤ 解散（合併または破産による解散を除く。）
- ⑥ 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- ⑦ その他、法人業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

監査の実施【継続】

理事の業務執行の状況および法人の財産の状況を監査します。

部会の開催【継続】

本会事業の健全な運営および地域福祉の幅広い活動の推進を図るため、次の2つの部会を常設します。

地域福祉部会：地域福祉活動に関する事柄の調査・分析・企画立案等を行います。

福祉事業部会：居宅介護・各種受託事業に関する事柄の調査・分析・企画立案等を行います。

企画会議の開催【継続】

法人全体の収支状況をはじめとする経営に関する内容を検討します。

正副会長会議の開催【継続】

会務の運営について、その方向性を必要に応じて検討します。

中標津町ボランティアセンター運営委員会の開催【継続】

運営委員会を開催し、ボランティア活動推進のために検討した内容の提言等により、ボランティアセンターの円滑な運営に努めます。

生活福祉資金貸付調査委員会の開催【継続】

生活福祉資金の貸付に関して適切な貸付を実行するため、調査および審査を行います。

第5期地域福祉実践計画評価委員会の設置【継続】

第5期地域福祉実践計画の達成状況の評価、計画修正の検討等を行う評価委員会を開催します。



《評価委員会》

成年後見事業運営委員会の設置【継続】

法人後見の受任、事業運営に関して検討する委員会を開催します。

重点推進項目：財源の確保

会員会費制の取組み【継続】

会員会費への協力により、住民一人ひとりが地域福祉の担い手となる意識の向上と社協活動への理解を進めます。

中長期的な財源の運用【継続】

実践計画に沿った事業展開を進めていくため、財源の運用を考えます。

事業の性格に応じた財源の運用【継続】

公共性の高い事業は公費負担、介護保険サービスは自主的に採算を確保と事業の性格に応じた財源を運用行います。

中標津町社会福祉協議会基金設置の継続【継続】

下記の基金を継続し、各基金それぞれの目的のため必要となった場合に取り崩して活用します。

福祉基金：社会福祉事業の能率的運営と組織的活動の促進

福祉事業活動基金：総合相談機能の充実、ボランティア活動の支援、小地域福祉活動の推進

財務安定基金：社会福祉事業振興のために健全な財政運営の維持

重点推進項目：行政とのパートナーシップ

中標津町と本会の関係強化【継続】

町長、福祉に関する担当部局と一定の方向性を持って地域福祉の推進を行っていただけるよう連携をとりながら意思疎通を図ります。

行政計画策定等への参画【継続】

行政計画策定等への参加し、取り組むべき福祉課題について意見を行政に伝えます。

重点推進項目：指定管理者制度への取り組み

中標津町総合福祉センターの管理と効率的な運用【継続】

行政より委託を受けている「中標津町総合福祉センター（プラット）」の貸館等の運用および管理を行います。

目標：総合福祉センター利用者数 19,700 人（平成 28 年度）→19,700 人（平成 32 年度）



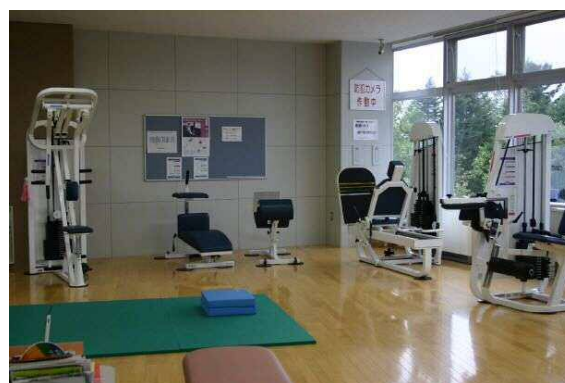
《中標津町総合福祉センター 外観》



《中標津町総合福祉センター ラウンジ》



《中標津町総合福祉センター 館内》



《中標津町総合福祉センター 健康増進室》

重点推進項目：組織と役職員の資質向上

苦情受付担当者、第3者委員の設置継続【継続】

苦情受付担当者、第3者委員、苦情受付方法について定め、窓口設置を継続します。

役員、評議員への研修実施【継続】

内部研修等によって、役員・評議員の役割や責任意識の高揚を図ります。



職員会議の開催【継続】

社協内部の職員会議を開催し、各担当の情報を共有します。

業務マニュアル作成【継続】

各職員が行っている業務を共有できるマニュアルを作成、円滑な業務遂行に努めます。

事業内容と規模に応じた職員体制の確保【継続】

今後展開する事業の規模に応じて職員体制の増減等調整を図ります。

職員の自己研鑽【継続】

社会福祉に従事する者として、自分の力を発揮・向上できるように、福祉に関する知識を広く集め、これまで得た経験を活かし、地域住民の想いを汲み取る視点を持って業務に取り組んでいきます。

第3章 計画が「できるまで」

実践計画策定のために開催した各会議や懇談会等

～平成27年 10月 16日	各グループワーク
平成27年 10月 19日	第1回実践計画策定委員会
平成27年 10月 20日	所属長ワーク
平成27年 10月 21日	第1回職員会議
平成27年 10月 26日	第2回職員会議
平成27年 11月 2日	介護・予防グループワーク
平成27年 11月 3日	法人グループワーク
平成27年 11月 4日	役場と実践項目の確認
平成27年 11月 4日	第3回職員会議
平成27年 11月 12日	第4回職員会議
平成27年 11月 16日	第5回職員会議
～平成27年 12月 16日	各グループワーク
平成27年 12月 18日	第6回職員会議
平成27年 12月 19日	続き職員会議
平成27年 12月 20日	続き職員会議
平成27年 12月 26日	第7回職員会議
平成27年 12月 29日	第8回職員会議
平成28年 1月 18日	第2回実践計画策定委員会
平成28年 1月 25日	第3回実践計画策定委員会
平成28年 2月 15日	第9回職員会議

実践項目内容の確認

- ・中標津町役場（福祉課、介護保険課）と実践項目内容の確認を行い、「中標津町総合発展計画」において、地域福祉の推進や介護保険の充実はどのように示されていくのか情報共有の場としました。

職員会議の開催

- ・実践計画策定事務局として、意見の取りまとめ、資料化を行い策定委員会へ提出しました。



《職員会議》

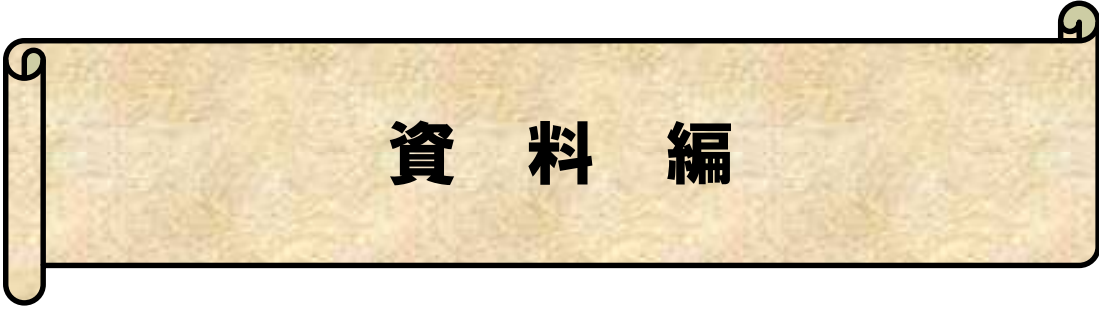


《役場と実践項目の確認》

地域福祉実践計画策定委員会の設置および開催

- ・計画全般について協議し、社協が取り組むべき課題の選定、具体的事業の検討、素案の決定、冊子化と計画の策定作業を進めてきました。





資料編

第5期地域福祉実践計画策定要領

第5期地域福祉実践計画策定要綱

第5期地域福祉実践計画策定委員会設置要綱

第5期地域福祉実践計画策定委員名簿

第5期地域福祉実践計画策定要領

1 目的

社会福祉法人 中標津町社会福祉協議会（以下「本会」という）は、住民組織、行政、福祉施設、福祉団体、ボランティア団体、民生委員児童委員、NPO法人などと連携、協働しながら地域の福祉ニーズを受け止め、計画的な地域福祉活動の展開、地域福祉の基盤、体制づくり、社協経営に取り組むことを目的に第5期地域福祉実践計画を策定します。

2 策定年度

平成27年度

3 計画実施期間

平成28年度から平成32年度（5ヶ年間）

4 策定方法

（1）「第5期地域福祉実践計画策定要綱」の制定

理事会で「第5期地域福祉実践計画策定要綱」を制定し、計画策定についての意思決定をする。

（2）「第5期地域福祉実践計画策定委員会」の設置

本会理事をもって構成する「第5期地域福祉実践計画策定委員会」を設置し、計画策定の協議を行う。

（3）「計画策定作業チーム」の設置

本会職員による「計画策定作業チーム」を編成し、情報収集および研究協議を行う。

①第4期地域福祉実践計画の評価・総括を行い、この結果に基づき、社協として事業強化すべき事項、地域全体で新たにに取り組むべき事項を洗い出し整理する。

②中標津町第6期総合発展計画をはじめとした行政の福祉関連の各計画の進捗状況または見直しの状況について情報収集し、その分析を行う。

③先行して計画策定が進められている他市町村の「地域福祉計画」および他社協の「地域福祉実践計画」について、情報収集を行い本会計画に活かせる部分の分析とその取り込みについて研究する。

④その他策定に必要な事項について調整、研究を行う。

⑤原案を作成し策定委員会へ提案する。

(4) 実施計画の決定

「第5期地域福祉実践計画策定委員会」において計画案を審議、「本会がどのような福祉のまちづくりをめざしているか」協議決定し、理事会、評議員会の議決を得て定めるものとする。

(5) ダイジェスト版などを作成し住民周知などを行う。

第5期地域福祉実践計画策定要綱

1 趣 旨

第4期地域福祉実践計画（平成23年度～平成27年度）の継承と発展および見直しを行い、平成23年度に策定された第6期中標津町総合発展計画と整合性を図り、新たな地域福祉づくりに向けた実践計画を策定する。

2 実施主体 社会福祉法人 中標津町社会福祉協議会（以下「本会」という）

3 策定年度 平成27年度

4 計画実施期間 平成28年度から平成32年度の5年間

5 計画内容

基本目標等を設定し、第4期地域福祉実践計画の継承と発展および見直しを行うとともに第6期中標津町総合発展計画と整合性を図り、計画を策定する。

6 策定方法

- (1) 地域福祉実践計画策定委員会を設置し、計画策定の協議を行う。
- (2) 第4期地域福祉実践計画の継承と発展および見直しを行う。
- (3) 第6期中標津町総合発展計画と整合性を図る。
- (4) 職員による計画策定作業チームを編成し、情報収集および研究協議を行う。
- (5) 策定委員会で協議した計画案を本会理事会・評議員会で議決し決定する。

7 所 管

所管は、社会福祉法人中標津町社会福祉協議会法人事業グループ総務経理業務担当とし、本会職員全体で実践計画策定を進める。

8 その他

本要綱は、基本的な指針を示すものであり、この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長と策定委員会委員長が協議のうえ定める。

第5期地域福祉実践計画策定委員会設置要綱

1 設置目的

第5期地域福祉実践計画策定要綱に基づき、計画策定の協議を行うために、第5期地域福祉実践計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

2 業 務

策定委員会の業務は、基本目標等を設定し、第4期地域福祉実践計画の継承と発展および見直しを行うとともに、第6期中標津町総合発展計画と整合性を図り、計画を立案する。

3 構 成

- (1) 策定委員会の委員は、本会理事をもって構成する。
- (2) 策定委員会には、委員長1名、副委員長2名を置く。
- (3) 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- (4) 委員長は、策定委員会の議長となり、会務を統括する。
- (5) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

4 任 期

策定委員の任期は、平成28年3月31日までとし任期途中で委員の交代があった場合、前任者の残任期間とする。

5 会 議

- (1) 委員長は、必要に応じて会議を招集する。
- (2) 策定委員会は、必要に応じて「計画策定作業チーム」に関係者からの意見聞き取りおよび情報収集をさせることができる。

6 庶 務

委員会の庶務は、社会福祉法人中標津町社会福祉協議会法人事業グループ総務経理業務担当が行う。

7 経 費

策定委員会に係る経費は、社会福祉法人中標津町社会福祉協議会が負担する。

第5期地域福祉実践計画策定委員名簿

役 名	氏 名	(選 出 区 分)	備 考
委員長	渡 部 徳 樹	民生委員児童委員	
副委員長	岩 野 美津子	福祉団体 (NPO法人)	
副委員長	阿 部 敬 子	ボランティア組織	
	西 根 辰 美	学識経験者	
	原 怡 男	地域代表 (中標津町全町内会連合会)	
	中 野 勝 也	学識経験者	
	木 村 之 弘	福祉施設 (社会福祉法人)	
	乾 雅 晴	地域代表 (中標津町農業協同組合)	
	須 崎 智	地域代表 (計根別農業協同組合)	
	長正路 清	地域代表 (中標津町全町内会連合会)	
	眞 田 敏 行	福祉行政 (中標津町)	



道内社協イメージキャラクターの愛称

ほっとちゃん

道内社協キャッチフレーズ

北のまちから あったかハート

社会福祉法人 中標津町社会福祉協議会

〒086-1110 標津郡中標津町西10条南9丁目1番地4

中標津町総合福祉センター プラット

電話 (0153) 79-1231 Fax (0153) 79-1233

URL <http://www.plat.or.jp>